

注：淀川部会検討会のみ使用予定

## 各検討班とりまとめ（案）

### < 目次 >

木津川、川上ダムに関連する事業検討班 とりまとめ（案） ..... 1

桂川に関連する事業検討班 とりまとめ（案） ..... 7

宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業検討班 とりまとめ（案） ... 11

淀川本川に関連する事業検討班 とりまとめ（案） ..... 14

### < 役割分担 >

検討班	担当委員（ : 班長）
木津川、川上ダムに関連する事業	○原田委員、大手委員、川上委員、谷田委員、榊屋委員、
桂川に関連する事業	○渡辺委員、塚本委員、田中委員、田村委員、和田委員
宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業	○今本委員、田中(真)委員、寺田委員、榊屋委員、山本委員、和田委員、(寺川委員)
淀川本川に関連する事業	○有馬委員、荻野委員、小竹委員、紀平委員、榎村委員、(細川委員)

※ 1 : ( ) 内は 6/7 の部会検討会に他部会より参加された委員

## 木津川、川上ダムに関連する事業検討班 とりまとめ（案）

当班においては、一昨日（8月20日）、木津川上流河川事務所において、聴き取りを行い、その結果をふまえ、説明資料第二稿へのコメント素案をまとめることとした。以下は、当日のやりとりやそれ以前に部会に提出した意見をもとに原田が暫定的にまとめたものであり、今後さらに班および部会での議論や情報収集の結果をもとに改訂を行う予定である。

なお、担当部分には検討班の委員のみでは十分な議論ができない部分もあり、淀川部会および各専門部会からのご助言をいただけるとありがたい。とくに現時点では木津川下流の堤防強化についてのコメントができていない。

また、時間の関係で、川上委員のコメントは最後にそのまま添付し、関連する場所で引用する形をとった。

### 川上ダムについて

#### 治水

ア：治水目標は妥当か（下記イ.4にも記述）

「既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消を目標」とすることは妥当か？壊滅的な被害（とくに人的被害や重要施設、ライフラインの被害）の回避を目標とすることがより妥当ではないのか？狭窄部ごとに望ましい目標を設定するべきではないか。

イ：さらなる代替案の検討が必要ではないか（川上1-(1)-1）

たとえば、ききとり当日に紹介・提案・議論された代替案には以下の1から3がある。また、見直し資料段階で検討された代替案のいくつかはさらに検討の余地があろう。

1：遊水地の越流部分をより高く、長くする（川上ダム見学会時に今本委員が提案と河川管理者より紹介）。

ピークカットの能力をあげる効果があると考えられる。現在、検討中とのこと。

2：名阪国道（25号）ぞいに名張川流域へトンネル水路をあける（川上委員提案）。

河川管理者により暫定的な検討結果が聴き取り時に示されたが、検討された案が川上委員原案とは異なるものであったためさらなる検討を求める。詳しくは、川上委員意見（川上1-(2)）に譲る。

3：服部川流域の狭窄部上流の浸水頻発地を遊水地として整備し、治水にいかす（ききとり当日に検討班が提案）。

洪水時にあふれるため、すでに遊水地的に働いていると考えられ、この地域をあらたに遊水地として整備するオプションは考慮されてこなかった。しかし、越流堤をもうけ、ピーク時に（河川水位が現状における越流時より高くなってから）水が入る構造に整備

することにより、下流に対する洪水抑制能力を高める可能性は、単独で川上ダムの代替をつとめられるかどうかは別にして、検討する意義はあろう（管理者側よりのコメント）。

（参考までに：既往最大洪水 S28.13 号型 における服部川・柘植川合流点での服部川ピーク流量は 961t/秒、柘植川ピーク流量は 1032t/秒、久米川合流点における木津川ピーク流量は 1644t/秒。このとき川上ダム地点ピーク流量は 420t/秒であり、現計画ではこれがダムにより 50t/秒に調節される。）

#### 4：堤防強化

川上ダム計画見直し資料（4月21日配布）によると「堤防天端まで水位が達しても破堤しない場合（ケース2）」には、既往洪水での被害発生はないと予想されている。しかし、天端まで水位が達しても絶対破堤しない堤防をつくることが不可能と考えられるという理由で、この案は考慮からはずされている（注）。そのもとには、第二稿 4.3.1(2)1)の「既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消を目標として狭窄部上流における対策を検討する」という文言があると考えられる。この目標は妥当か。すなわち、壊滅的な被害（とくに人的被害や重要施設、ライフラインの被害）の回避を目標とすることがより妥当ではないのか。また、たとえ100%破堤回避できないという問題があっても、より詳細に検討のうえ、結果を示すべきではないか。その結果、堤防強化を優先的に行ったうえで、時間をかけて土地利用のあり方を変えるというような方策も現実性を持ってこないか。（注：なお、見直し資料には書かれていないが、破堤しないと岩倉地点でのピーク流量が大きくなるという問題もある）。

ウ：県管理区間の整備と協調した効果的な整備となっているか。（川上1-(1)-2)および2)

ききとり結果によると、国の整備計画を前提に県が県管理区間の整備計画を立てるという順番になっているものの、国の整備計画は県と十分な協議のうえにつくるため、不合理は生じないとのことであった。

参考までに述べると、川上ダム見直し資料（4月21日配布）における既往最大洪水のシミュレーションでは、県管理区間の整備状況は現況を仮定し、また県管理区間での破堤は起こらないとしている（県管理区間で破堤が起こると上野盆地での浸水は起こらない）。県管理区間で河道改修等がおこなわれ流下能力があがると、上野盆地地点での流量はシミュレーションに示されたより大きくなり水害の危険性がたかまる。しかし、これから30年程度の期間で大きく状況が変わる（県区間の整備が大きく進捗する）ことはなかろうとのことであった。

エ：治水効果の検討結果を別の表現方法でも示すべきではないか。

紙数と時間の制約のせいであろう。見直し資料では、既往最大洪水をふくむいくつかの降雨についてのみ、予想被害状況が示されている。いくつかの（既往の）降雨量の時間変動パターンのもとで、浸水被害が起こらない限界の降雨量はどれくらいか、あるいはどれくらいの降雨量ならどれくらいの被害が起こるのかを示すことも重要ではないか。

オ：下流の堤防強化の結果、岩倉峡からの流出がどれくらいまで許されるようになるかを示すことも重要ではないか。

カ：治水容量のベースとなる流出量のモデルやその計算方法について、一般の方々にもわかる説明が不十分ではないか。(川上1-(1)-1)も)

キ：遊水地には「同時に水が入り」、「同時に水が出る」ことを地元から求められているという。このことが遊水地の治水効果を減らすことにつながっていないか。

### 利水〔川上3〕

ア：利水需要を満たすための代替策の検討が重要ではないか

財産権としての水利権の譲渡・売買等の手法で、川上ダムの利水需要を満たす可能性も検討するべきではないか。

イ：水需要の精査について

現在河川管理者が考えている「需要の精査」はそれで十分か？

たとえば、需要の精査には、需要の価格に対する依存性、すなわち「どれくらいの値段ならどれくらい利用するか」を明らかにすることまで、含まれるべき場合もあるのではないか？現時点でその情報をいかした水需要管理が困難であるとしても、長期的視野で考えた場合には、このようなレベルの精査が必要ではないか？

### 環境

ア：川上ダム流域の希少性・重要性の客観的評価（木津川流域内での相対評価や木津川流域外もふくめた中での評価）は（あるか、示さないのか）？たとえばオオサンショウウオやオオタカについてはどうか。

イ：オオサンショウウオの保全努力をダム流域に集中させず、伊賀地域全体でオオサンショウウオにとってよい方向をめざしたほうがよくないか（例：川上ダム流域以外の生息場条件を改善する等）。

### 川上ダム以外の木津川部分について

#### 既設ダム

ア：水質改善には上流域の面減負荷対策が不可欠

イ：法面の裸地対策

高山ダムについては不要ではないか？

ウ：選択取水設備

必要性や代替策、既往事業の効果等の十分な検討が必要

## 魚道

ア：堰の必要性および魚道の必要性や予測効果等について十分な検討をし、整備する場合には下流から整備することを基本に進めるべきである。

たとえば、大河原ダム堰は堤高が20メートル以上あり、効果的な魚道整備はたとえ可能であっても大きなコストを伴う可能性がある。また、堰水部に魚食性魚が生息した場合にはせっかく遡上させても上流へは到達しにくい可能性もある。堰そのものの存廃の検討を十分に行うとともに、魚道の整備（改修）を検討する際には、整備効果が期待できることを確認するべきであろう。

また、海や淀川大堰からの天然アユの遡上によりどれだけアユ資源を増大できる可能性があるか（例：現時点の淀川の天然アユ資源量はどれくらいか等）も、十分に検討されるべきである。

イ：高いダムのない木津川本川について、まずは上野盆地まで、次にはそこから上流の本川および支流の遡上環境を改善することを優先的にすすめることが望ましいのではないか。後者においては、三重県への指導・調整が必要となる。

ウ：高山ダム等の高いダムについては、魚道設置以外の連続性回復手段をまず検討するべきであろう。

----- 川上委員意見 -----

8月22日開催淀川部会検討会への木津川検討班中間報告についての意見  
(第2稿木津川関連事項について8月20日木津川上流河川事務所聞き取り)

川 上 聰

(意見)

1. 川上ダム関連

(1) 岩倉峡狭窄部上流の上野市域水害常習地域に対する治水効果について

- 1) ダムに代わる代替案の検討の不足
- 2) 木津川本川流域の治水策検討に比べ、柘植川、服部川流域の治水策検討が殆どなされていないのはなぜか？川上ダムの建設に治水効果を期待(負担?)し過ぎて  
いるきらいがある。
- 3) ダム工事実施基本計画の根拠となっている伊賀地域各地点の降雨データ(降雨量、  
降水パターン)に基づく計画降雨量算出の根拠・方法・妥当性が正しいのかどう  
かの理解や判断が(委員のわれわれ/一般住民では)不可能。

(2) 上野市街地上流における西名阪自動車道道路敷を活用した木津川放水路建設提案(川  
上案)の検討について

- 1) 提案原案：国道368号線が木津川を跨ぐ長田橋付近にて、木津川本川洪水時に  
一定の流量を名張川または高山ダムに放流すべく、岩倉峡狭窄部をバイパスする  
放水路(派川)を設ける。放水路の河道は西名阪自動車道道路敷下を活用し、平  
坦な個所は開渠、勾配ある個所はトンネルとして名張川支川の治田川へ繋ぎ。名  
張川または高山ダムに放流する。
- 2) 本提案のメリット：
  - ①岩倉峡狭窄部を開削せずに上野市街地の水害を防げる。
  - ②放水路の河道となる用地は公用地であり買収する必要がない。
  - ③(火)放水路の全延長は約7kmと短い。(治田川河道を含む)
  - ④岩倉峡狭窄部を開削する諸影響、費用、維持費に比べ安価と思われる。
- 3) 本提案の問題点または検討課題
  - ①高山ダムの治水容量と運用方法の見直しが必要。
  - ②治田川の改修(引き堤など)とそれに伴う用地買収や漁業権補償等が必要。
  - ③環境保全、治水効果、費用対効果などの検討
- 4) 今回の木津川上流河川事務所の検討結果と今後の検討継続  
一全区間トンネル方式で検討されたため、提案原案かなり異なるものであった。  
この提案は、これまで提案・検討された代替案のなかで最も実現の可能性が高い  
と考えているので、今後あらゆる視点から更なる検討を願いたい。

2. 木津川本川、柘植川、服部川の三重県管理区間の河道容量(治水分担?)についての具  
体的協議を行わずして上野盆地の総合的な治水計画が立てられるのだろうか?との疑問。

今回の聞き取りでは、河川管理者は三重県の方針を関知していないかのような印象を受けた。三重県管理区間でも霞堤や遊水地の検討ができるはずである。

3. 水価・水利権移転などについて市場原理、経営的手法を用いることはできないのだろうか？

- (例) : ①水価が高い→節水 (水需要管理につながる)  
②不要な水利権→有利に売却できる (システム)

## 桂川に関連する事業検討班 とりまとめ（案）

### 桂川流域における主な問題点

#### 桂川関連事業について

##### (1) 全般的な問題点について

- 1) ダム問題（日吉ダム）、狭窄部の開削問題（亀岡、保津峡など）、堤防強化問題（大下津地区の堤防拡幅など）は、それぞれ個別に取り上げられているが、本来は、「桂川の整備計画」として総合的な検討が必要とされるものであろう。例えば、狭窄部の開削は、下流の堤防の強化と密接に関連するからである。もし、住民の意見を求める討論集会が開催されるとすれば、個別の問題点に絞りこまずに、幅広い領域・地域からの住民の意見を集めることが必要であろう。
- 2) 河川管理者は、すでに、狭窄部開削に関して討論集会を予定しているが、ここでも、「桂川の河川整備」が広い視野から論じられることが望まれる。

##### (2) 日吉ダムについて

第2稿によれば、保津峡上流の浸水被害対策として、日吉ダムの治水機能を強化することを計画し、大戸川ダムに予定されている治水機能を一部日吉ダムに、日吉ダムの利水機能を一部大戸川ダムに振替えるという計画が、検討されている。しかし、これについては、以下の3点の問題が指摘されるであろう。

- 1) 上記計画は、大戸川ダムが建設されることを当然の前提とするものであるが、淀川水系流域委員会の提言は、ダム建設についての取り扱いはきわめて厳しいものであって、大戸川ダムがこのテストをクリアできるかどうか、なお未解決である。
- 2) 日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えるといっても、渇水状態の続く日吉ダムについて、その利水機能を大戸川ダムに振り替えることが現実に可能かどうか、なお疑問が残る。
- 3) 日吉ダムの治水強化のためになされる事業（具体的な事業があるかどうか？）によっては、環境保全のための新たな課題が生じるであろう。

日吉ダムが現実に果たしている機能や、環境保全面で生じている問題点など、検討すべきものは少ない。日吉町（ダム建設に際して、景観の保全に関する町条例を制定している）との協議も行われることが望まれるであろう。

##### (3) 狭窄部の開削について

第2稿では「狭窄部開削は当面実施しない・・・」と記述されているが、これについては、以下の3点の問題を指摘する。

- 1) 「当面実施しない」とあるが、「当面とはいかなる意味をもつのか不明確である。流域委員会の提言は、狭窄部開削についても厳しい要件で臨んでおり、「開削することはできるだけ避け、他の代替案を優先する・・・」としているが、代替案が提案されていないから「当面」なのか、あるいは、本来「開削は必至であるが、現在のところは・・・」という意味に取れるように思われるからである。



- 2) 当面は開削しないで、日吉ダムの治水機能強化に頼るとすれば、上記の日吉ダムの問題点がクリアされなければならないであろう。
- 3) 桂川については、嵐山より下流は、国土交通省管轄の改修計画に基づいた堤防拡幅事業が継続実施されることになるが、上記狭窄部開削問題はこれと密接に関連し、拡幅事業の課題とあわせて検討される必要がある。

#### (4) 保津地区(亀岡)の河川改修事業について

保津峡の狭窄による亀岡(保津橋下流)の水位上昇と水害の発生に対処するため、ダムによる洪水調節と河道整備が計画され、今までに、日吉ダム建設とともに、保津工区の築堤や河道掘削が進んでいる。この事業は京都府の行うものであるが、これについても若干の問題点を指摘したい。

- 1) この改修計画は、当面、計画の規模で、昭和57年出水に対応するもの(1500 t/s)とされている。しかし、将来的には、3500 t/sを計画水量としており、そのためには、かなりの開削事業を要するものと思われる。この点で代替案を優先する流域委員会の要請との関連で、なお課題が残るであろう。
- 2) 保津地区の河川改修は、嵐山下流の河川改修と密接に関連するものであるから、現在行われている国交省の改修工事の現状とその課題を踏まえた上で、適切な検討がなされるべきであろう。

#### (附) 国民的財産の保全について

桂川流域は、治水面のさまざまな課題をもちつつも、歴史・景観等の面から国民的財産としての価値のきわめて高いものであって、これを次の世代に引き継ぐことは、現代に生きるわれわれの使命である。今後の整備については、特にこの国民的価値をおろそかにしないという観点からの配慮が特に望まれるところである。その意味からも「代替案」がおぼろげなものであったり、その検討がおろそかなものであってはならないであろう。

#### (利用)

##### 河川敷利用について

##### (1) 公園・グラウンドとしての利用について

桂川流域においても、河川敷利用として広範囲にわたって、公園やグラウンドの整備が進められてきた。結論的に言えば、国及び地方行政の河川環境を軽視した都市計画の産物かと思われる。これらは、当初の計画時において、「川でなければできない利用」、「川に活かされた利用」の理念が管理者側にあれば、法整備も含めて、現況は変わっていたにちがいない。しかるに、今なお河川敷を公園やグラウンドとして使用したいとの要望があり、京都市では都市計画の中に羽東師付近の桂川左岸の河岸敷に公園とグラウンド整備の計画をもっている。

今後の河川管理者側の河川利用計画の持ち方、又は対応の仕方としては、住民のこのような要望に対しては、堤内地に用地確保の努力をすることと、堤外地でなくても機能可能な施設は、堤内地に移行すべきといった姿勢で臨む必要がある。また、既設の施設使用に際しても、河川環境や生態系に悪影響を与えるものについては、利用制限の処置をとるべ

きである。さらに新規の整備は原則として認めるべきではないが、多くの住民の強い要望がある現状を鑑み、河川管理者が提案し、検討する河川利用委員会（仮称）なる組織を早急に設立させ、調整を図る必要があるのではないか。

## （２）不法耕作、不法占用について

桂川流域においても、不法耕作、不法占用は、桂大橋と西大橋付近の河川敷に集中している。河川敷での耕作は、私有地としての耕作、占用許可を受けての耕作、そして不法耕作がある。不法耕作は勿論であるが、河川敷内の耕作地には、古い作業小屋風の建物が連立し、景観的にも悪く、農薬使用の問題もあって、河川環境上、良い状況とは言えない。そこで、河川管理者は、利用者と十分に話し合い、説得し、土地の買収、堤内地内の代替地への移転等の処置を早急に講ずるべきである。また、不法耕作の是正については、河川管理者は、毎年実施計画を立て、是正の優先順位に従って実施しているとしているが、継続的な違法行為に対して、河川工事や河川管理上、支障にならなければ処置せずに放置してきた経緯がある。この判断こそが、今までに多数の違法な状況をつくり出してきたものと思われる。そこで、継続的な違法行為に対しても、新規の違法行為と同様に、毎年の計画の中で、是正処置を講ずるようにすべきである。今後の河川管理上の方策としては、管理者側の積極的な形での是正処置が講じられた場合、住民との間に多少なりとも摩擦が予測されるため、河川利用委員会（仮称）の中で十分な調整を図り、住民との話し合いが必要かと思われる。

## 産業的な利用について

### 漁業の復興と魚道の整備について

漁業の復興は、生態系及び水温、水質、河川の連続性などの河川環境が健全な状態にあって、はじめて可能になる。従って、まずは、河川環境の保全・再生が必須であり、河川の横断方向及び、縦断方向の連続性の改復が必要となる。そこで、淀川水系の上流域まで魚が遡上・降下できるような河川横断施設（ダムを含む井堰・落差工）の魚道の整備が挙げられる。それは、ダムや河川横断施設を再点検し、魚道のない施設には魚道を新設し、不完全な魚道には改修を実施することである。それは特別な魚種（例えば、漁業組合の漁業権魚種）の保護・育成のためだけでなく、当該河川固有の在来魚介類の生息する川づくり、河川環境づくりのためであり、結果的に漁業復興に連がる対策かと思われる。現在の桂川水系は、久我井堰から一の井堰までの八つの井堰は、いずれも魚道設備が不完全であり、構造改善の検討課題に挙げているが、直轄管理区間の井堰として、できるところから実施の方向へ進めてほしい。又、その上流の寅天井堰（統合井堰）から日吉ダム下流までの八つの井堰は、灌漑用のものがほとんどであり、どれもが魚道の不備で魚の遡上・降下を妨げており、改修への調査、検討が必要なものばかりである。これらの井堰の管理は、寅天井堰の京都府をはじめ、八木町、園部町、日吉町となり、河川管理上は、直轄外であり、他省庁及び各自治体との連携が必要となるが、淀川全域の河川環境の復元のため、河川管理の直轄と直轄外が協働しあって調査、検討することが望まれる。

また、既設ダム（日吉ダム）の構造改善として、魚道の設置の検討、施設の不可の場合

の代替案の検討が挙げられているが、20年～30年先を目論んだとしても、日吉ダムへの魚道の設置は、リスクが多く、非現実的と判断せざるを得ない。従って、魚道での対策不可の場合の代替案の検討こそが、より有効な改善策を生み出せるものと思われる。例えば、ダム湖への高度な水質浄化システムの導入と、ダム湖への流入河川の連続性の回復等の検討である。また同時にダムによって遮断された土砂移動の連続性の検討も必要である。

そこで、将来的に淀川水系の魚道が完全に整備され、少なくともダムまでの河川の連続性が可能になった場合、淀川大堰を通過し、桂川水系を日吉ダム直下まで遡上してきた魚を水質浄化されたダム上流に汲み上げ放流することで、ダム上流の生態系を乱すことなく、健全な魚の増殖が図られ、漁業の復興につなげることができるものと思われる。ただし、日吉ダムに居付く生態系を乱すブラックバスやブルーギル等の駆除対策は、以後も検討課題となろう。

## 宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業検討班 とりまとめ（案）

「瀬田川・宇治川・天ヶ瀬ダム・大戸川ダム」関連についての意見（淀川部会共通資料 3/5 および 5/5）

最初に、とくに慎重に検討すべき事業と考えられる「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」、「大戸川ダム建設事業関連」、「各河川の堤防補強」についての意見を示す。

### 【治水 - 16】「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」について

瀬田川・宇治川の河川整備計画で取り上げられているもののなかで、さらに慎重な検討が必要と考えられる整備事業である。

この事業では、琵琶湖後期放流に対して、瀬田川洗堰・鹿跳溪谷・天ヶ瀬ダム・塔の島地区という一連区間の放流・流下能力を  $1500\text{m}^3/\text{s}$  にしようとしているが、次の事項について明らかにする必要がある。

- ①この事業の必要性を論議するうえで、最も基本となる整備効果については琵琶湖の「ピーク水位の低下」と「浸水時間の低減」が取り上げられているのみで、どれだけ浸水被害が軽減されるかが示されていない。琵琶湖総合開発での計画高水位は  $\text{BSL}+1.4\text{m}$  とされているが、浸水被害はいかなる水位から発生するのか。浸水被害と流入河川の影響を含めて琵琶湖水位と浸水被害の関係を示す必要がある。
- ②過去の降雨記録をもとに、琵琶湖沿岸の浸水被害が最も大きくなると予測されるケースについて、浸水被害がどのような理由でどの程度軽減されるかを示す必要がある。下流の状況を勘案して瀬田川洗堰からの放流量が決定されるとしても、現在の情報収集能力の増強を考えると、これまで以上に効果的な放流が可能なはずである。この面への検討がなく、ピーク水位を  $20\text{cm}$  低下させるというだけでは説得性に欠ける。
- ③堰およびダムの操作は上下流の状況を総合的に判断して操作することは当然であるが、未曾有の大雨に対しては調整能力を失うことになる。天ヶ瀬ダムの制限水位を含めて、より弾力的な操作について検討する必要がある。とくに、本事業が実施されない場合および実施された場合の瀬田川洗堰の放流能力を明確に示すべきである。放流量は堰の上下流の水位差に支配されるため、 $1500\text{m}^3/\text{s}$  放流できる時間はそれほど長くない。したがって、天ヶ瀬ダムの制限水位についての取り扱いの再検討により本事業の抜本的な再検討がせまられる可能性がある。
- ④提言では、治水方式として河川対応と流域対応を併用することを提唱している。琵琶湖沿岸での流域対応をどのように考えるかも明らかにする必要がある。
- ⑤「越水しても破堤しにくい補強」が実施された場合の、宇治川塔の島地区の流下能力をどのように評価するか。

以上の理由等により、「瀬田川洗堰から鹿跳溪谷までの河道掘削を継続実施」については妥当性が認められるものの、他の事業については、【ダム-11】の「天ヶ瀬ダム再開発事業」を含めて、中止することも視野に入れて調査継続することが妥当である。

### 【ダム - 7・8・9】「大戸川ダム建設事業関連」について

大戸川ダムは、「琵琶湖の急速な水位低下の抑制」、「日吉ダムの利水容量の振替」、「大戸川の洪水被害の軽減」、「下流部の浸水被害の軽減」を目的とした事業であるが、目的ごとの問題点を示すと、次の通りである。

- ①「琵琶湖の急速な水位低下の抑制」のため、洗堰からの放流を少なくし、それを大戸川ダムから補給しようとしているが、これには次のような根本的問題がある。すなわち、琵琶湖の急速な水位低下は降雨量が少ない時に発生するものであるが、この時は大戸川流域の降雨量も少ないと予想され、補給できない可能性がある。さらに、日吉ダムの利水容量の振替も負担することも目的とされているが、水位低下の抑制のための補給を優先すれば利水容量の振替を負担できない可能性が高まり、逆に、振替を優先すれば補給できない可能性が高まる。このように相反する目的をどのように打開するのか、過去の渇水時を対象にした数値的裏付けを示す必要がある。

淀川部会の対象外であるが、丹生ダムについても同じ問題がある。すなわち、高時川の環境を保全するために丹生ダムから放流すれば、琵琶湖の水位低下が問題となる状況では丹生ダムに水がない恐れがある。また、高時川の環境を保全するための放流量をつねに瀬切れが生じない程度の小流量ですますなら高時川の環境は従前より悪化する恐れがある。

- ②「日吉ダムの利水容量の振替」については、①に示した問題があるうえに、環境流量の観点からも問題がある。すなわち、三川合流より下流の利水が確保されるとしても、日吉ダムから三川合流までの流量が少なくなり、桂川の環境を悪化させる恐れがある。利水が問題となるのはつねに渇水時である。渇水時の桂川の環境をどのように考えているかの説明が必要である。
- ③「大戸川の洪水被害の軽減」についても有効性に疑問がある。大戸川下流部はかつては洪水氾濫の常襲地帯であり、多くの家屋が山際に移転した過去をもっている。したがって、堤防を補強することによって例え洪水氾濫が発生しても河川周辺の農地が冠水する程度で、壊滅的な被害は流域対応を併用すれば防げる可能性が高い。さらに大戸川は土砂の供給量が多い。したがって、砂防事業が進み、ダムの排砂技術が進歩したとはいえ、洪水時の堆砂により上流部で新たな洪水災害が発生する可能性もある。
- ④「下流部の浸水被害の軽減」についての有効性も疑問である。既存の天ヶ瀬ダムに洪水調節機能があるうえに、ここ数十年の河床低下により、堤防補強がなされるならば、大戸川ダムに依存しなくても下流部の治水安全度を高めることが可能である。

以上の理由により、大戸川ダムについては、中止することを含めた調査継続が妥当である。

### 【治水 - 10-28・29・30・31・32・33】「堤防補強」について

これまでの河川堤防は土でつくり、異物を入れないことを原則としてきた。土は安価で大量に入手することが容易であり、周辺の地盤になじみやすく、丹念な施工によりかなりの強度が期待でき、しかも補修が容易であるという利点をもっている。しかし現実はどうかとい

えば、河床材料の土砂を締固めることなく積上げたものが多く、木津川堤防のように細砂を積上げたものすらある。したがって、浸透や洗掘によって破壊されることが多く、とくに越水した場合は破堤という最悪事態に陥ることがしばしばである。

この問題をどう解決するかは、ダム堆砂問題とともに、河川工学の最重要課題である。淀川水系流域委員会もこの問題を重視し、いかなる大洪水に対しても破堤による壊滅的な被害を回避するには、すでに実用化されているスーパー堤防(高規格堤防)ばかりでなく、鋼管杭(矢板)やコンクリート壁を堤防中央部に設置したコア補強型ハイブリッド堤防(混成堤防)の実用化を提案した。ハイブリッド堤防はスーパー堤防に比べてはるかに安価で、新たな用地も不要であり、堤防法面を乱さず、越水しても破堤しにくいという利点があり、地下水への影響や強度・耐久性・耐震性など、検討すべき事項も多いが、これからの環境を重視した川づくりの成否はこの実用化にかかっているといても過言ではない。提言では触れていないものの、間伐材を活用した木杭の利用などについても当然検討の対象とするべきである。

環境を重視した新たな川づくりには新たな発想が必要である。自然材料を利用した先人の知恵を活用することも重要であり、タブーに挑戦する勇気も必要である。未知の分野を切り開くには大胆な発想と慎重な配慮が必要である。栄光に満ちた歴史をもちいまわが国を代表する淀川において、「河川管理者」に地域特性に応じた新工法を開発する情熱と英断を心から期待している。

#### 【治水 - 14】「堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)」

瀬田川洗堰から鹿跳溪谷までの区間の堤防補強は、琵琶湖の後期放流という通常の洪水に比べて高水位の状態が長時間継続することを考慮して、堤防法面を被覆して浸透破壊に備える在来型の工法を採用するのが妥当であるが、耐震性を考慮するとコアの補強との併用の検討が望まれる。

なお、堤防補強工法については「淀川堤防強化検討委員会」の検討結果を待ちたい。

その他の整備案についてはおおむね妥当と判断されるが、環境、利水、利用についてはさらに専門部会の検討を待ちたい。

## 淀川本川に関連する事業検討班 とりまとめ（案）

説明資料第2稿について（2003.7.28版）

### 1 . p . 6 ~ 7 2 . 1 . 1 河川形状 ~ 2 . 1 . 3 水量

文中の7箇所「ところもある」が用いられているが、「ところがある」との違いは何だろうか。どちらを用いるのが適当か検討して欲しい。

### 2 . p . 1 6 ~ 1 7 3 . 河川整備の基本的考え方

1) ~ 5) は現状の課題を要約したに過ぎないので削除する。

6) に示された4個の○にそれぞれ治水、利水、環境、利用の表題をつけ、かつその内容を分かりやすく記述し、環境、治水、利水、利用の順に載せる。

例えば、下記のように。

環境： これまでの河川整備が……考え方を踏まえて、河川環境の保全・再生を図る。この場合、人はあくまで回復の手助けをするのであって、人工で造るものではない。

（最終行追加）

治水： 洪水被害の頻度のみならず……安全度の向上を図る。堤防については、嵩上げを考  
えるのでなく、丈夫な堤防を目指す。（最終行追加）

利水： 水需要予測の……関係自治体と連携する。（変更なし）

利用： 河川の利用については、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とし、  
利用者の理解を得ながら「河川環境の保全を基本とした利用の促進」と「河川環境を損なう利用の是正」 是正を図る（一部削除）。

### 3 . p . 1 9 4 . 2 . 1 河川形状 7 ~ 9 行

「横断方向において、堤防の緩傾斜化や高水敷から水辺への形状をなだらかにするための高水敷の切り下げや生物の生息・生育環境に大切な水陸移行帯等良好な水辺の保全・再生を図るため、水際の改善を行う。」を下記のように訂正

横断方向において、高水敷から水辺（水中を含む）までをなだらかにして生物の生息・生育環境に大切な水陸移行帯を再生するなど水辺の保全・再生を図るため、水際の改善を行う。

なお、堤防の緩傾斜化は水辺の保全・再生とは関係ないので、別に記述すること。

### 4 . p . 1 9 4 . 2 . 1 河川形状 10 ~ 12 行

「縦断方向において、生物の遡上や降下が容易にできるよう、既設の河川横断工作物の改良を検討するほか、新築や改築にあたっては……」を下記のように訂正

「縦断方向において、生物の遡上や降下が容易にできるよう、既設の河川横断工作物の

改良を検討する。その際、小規模な改築により改良が可能な箇所は早急を実施し、新築や大規模な改築にあたっては……」

#### 5 . p . 2 0 4 . 2 . 4 水質 下から5行目(字の訂正)

下流への影響を勘案して必用があれば…… → 必要があれば……

#### 6 . p . 2 8 4 . 8 . 1 淀川河川公園

(文言への意見)

見直すべきは1973年策定の淀川河川公園基本計画であろう。これは当時、淀川に存在した生物環境の保全を考慮して策定されたものであった。現在の淀川の自然環境は基本計画策定当時の面影はない。従って、改訂に際しての網目方針は2)に示された「自然環境の保全と再生・復元」しか考えられないのではないか。

また、淀川河川公園は「自然公園」の位置づけの下に見直さねばならない。

#### 7 . p . 3 2 5 . 2 . 3 水量 (1) - 1)

「淀川大堰下流の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促す放流量及び有効な堰の操作方式等について検討する。」について、「アユ等」を「アユ及びその他の魚類等の」に訂正して欲しい。なお、ここに示された魚道は資源保護法に謂う「魚道」であるのを念頭において検討されるべきである。

#### 8 . p . 4 4 5 . 5 . 1

##### 1) 水上オートバイの利用規制 上から5～6行

①……ことから、下流域の生物の生息・生育環境への影響を踏まえ、上水の取水がない淀川大堰下流への移設を検討する。

(上記についての意見)

生物への影響を踏まえるのであれば、上水取水がないからという理由で下流へ移設するという考え方は全くナンセンスと言えるのではないか。

水上オートバイ利用規制に対してさらに検討されたいものである。

#### 9 . 第2稿の各項目を指定できない意見

##### 1) 環境

源流～河口までの自然保護区、特別保護区、鳥獣保護区、禁猟区の設定

##### 2) 子どもの遊ぶ場 自然とのふれあいの場

ビオトープ、せせらぎ、小川と都市公園との関係

##### 3) スポーツ団体との使用・利用、制限・許可との歴史的経過

モーターボート、ウォーターバイク、ゴルフ場、高水敷の樹木、耕作地、畠、ブルーシートが関係してくる

##### 4) タコあげ、模型飛行機



- 5) 花火大会ゴミ処理、野外劇場、音楽演奏、市民大会、多目的広場、避難所、駐車場、トラック進入道路、ヘリポート、非常物資揚陸場、舟運／栈橋、公衆便所
- 6) 防災、高潮、津波対策、テロリスト対策
- 7) 野犬、人身事故
- 8) 河川レンジャーの24時間対策

## 説明資料（第2稿）に係わる内容シートについて

### 環境 2 p.3/4

#### 1. 事業効果（文中に下線の文言を挿入して修正）

高水敷切り下げによる河岸の緩傾斜化と、浅水域・たまりの創出・横断方向の連続性を修復する。また、河岸の緩傾斜化は水域・陸域の横断方向の生態的回廊の役割を果たし、豊かで多様性に富んだ淀川の生物環境の回復を目指す。

### 環境 3 p.2/4

平面図（修正意見）

土台になった航空写真の撮影年必要 青色で示したワンドに番号をつける

①—①断面図必要

### 同上 p.3/4

#### 1. 事業効果（文中に下線の文言を挿入して修正）

本川最上流部にワンド・たまりを群として再生することで、……。また、下流の楠葉砂州及び牧野ワンドと連続することで生態的回廊の役割を果たし、量・質共に豊かな淀川の生物環境の回復を目指す。

### 同上 p.4/4

#### 1. 箇所決定理由（文中に下線部を挿入）

過去にワンド群が存在し魚介類、両生類等の豊富な場所で……

◎ 環境—4、5、6、8、9、10、11にも、以上の意見を共通して与えることができる。

### 環境 12 p.2/4

●平面図にチガヤ草地やヨシ原などの記載があるのは「川に任せる」との考え方に矛盾する。

●写真等の持つ意味が分からない。

### 環境 16 p.2/4

●現況 改良部分の紹介が欲しい

●魚道整備事例 場所が分からない上に、これが淀川大堰とどう関るかが不明。

### 環境 39 p.2/4

●イメージ図 浸透浄化実験を宮前橋右岸の湿地保全策と重ねられないか。

◎常に淀川水系を見ている者として理解しにくい内容が多い。実際にシートを使用する人間にとっても、果たして内容が理解できるかどうか懸念される。シート内容検討に当たっ

ては、この点を留意して欲しい。

また、検討項目の中に管理者独自のものと有識者を交えたものが混在している。

シートには、そのどれであることを明示する必要がある。